

議員提出議案第 1 号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 7 日提出

提出者	中間市議会議員	柴田 広辞
賛成者	〃	中野 勝寛
〃	〃	植本 種實
〃	〃	小林 信一
〃	〃	堀田 克也
〃	〃	柴田 芳信
〃	〃	中尾 淳子

[提案理由]

市の機構改革に伴い改正するものである。



## 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項総合政策委員会中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p><u>(1)</u> 総務部の所管に属する事項</p> <p><u>(2)</u> 教育委員会の所管に属する事項</p> <p><u>(3)</u> 議会事務局の所管に属する事項</p> <p><u>(4)</u> 監査委員の所管に属する事項</p> <p><u>(5)</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p><u>(6)</u> 会計課の所管に属する事項</p> <p><u>(7)</u> 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 市立病院の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 5人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p><u>(1)</u> <b>市長公室の所管に属する事項</b></p> <p><u>(2)</u> 総務部の所管に属する事項</p> <p><u>(3)</u> 教育委員会の所管に属する事項</p> <p><u>(4)</u> 議会事務局の所管に属する事項</p> <p><u>(5)</u> 監査委員の所管に属する事項</p> <p><u>(6)</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p><u>(7)</u> 会計課の所管に属する事項</p> <p><u>(8)</u> 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 市立病院の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 5人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>